

日野市告示第75号

騒音規制法による地域の指定

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき市長が指定する地域は、日野市の区域とする。

なお、関係図面は、日野市環境共生部に備え置いて一般の縦覧に供する。

付則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

平成24年4月2日

日野市長  
馬場 弘融